

令和5年3月

逗子市教育委員会定例会

令和5年3月27日

逗子市教育委員会

会 議 録

令和5年3月27日逗子市教育委員会3月定例会を逗子市役所5階第4会議室に招集した。

◎ 出席者

大河内	誠	教育長
星山	麻木	教育長職務代理者
若林	順子	教育委員
高橋	康	教育委員
福田	幸男	教育委員

◎ 説明のため出席した者

村松	隆	教育部長
佐藤	多佳子	教育部次長・教育総務課長事務取扱
杵山	英廷	教育部参事（学校教育担当）・学校教育課長事務取扱
西村	知子	学校教育課担当課長（学事指導担当）
橋本	直樹	教育総務課担当課長（施設整備担当）兼学校教育課担当課長（学校給食担当）
佐藤	仁彦	社会教育課長
塚本	志穂	図書館長
藤井	寿成	療育教育総合センター長・こども発達支援センター長事務取扱
出居	尚樹	療育教育総合センター主幹・教育研究相談センター所長
島貫	宏	教育部次長（子育て担当）・子育て支援課長事務取扱
村上	晴美	保育課長
岩佐	正朗	市民協働部長
香山	智	文化スポーツ課長

◎ 事務局職員出席者

須田	純子	教育総務課副主幹
吉井	まどか	教育総務課主事

◎ 開会時刻 午後 2 時 3 0 分

◎ 閉会時刻 午後 3 時 1 7 分

◎ 会議録署名委員決定 星山委員、若林委員

○大河内教育長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○大河内教育長

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は星山委員、若林委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

初めに、本日の審査順序を決めたいと思います。本日の案件のうち、日程第4「報告第6号」は、人事を取り扱う案件のため秘密会を予定していますので、他の日程を先に行い、最後に報告第6号の審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。本日の審議は、日程第3の次に日程第5を行い、最後に日程第4の順序で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

◎日程第1「第1回臨時会会議録の承認について」

○大河内教育長

日程第1「第1回臨時会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、第1回臨時会会議録は承認いたします。

星山委員、若林委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「1月定例会会議録の承認について」

○大河内教育長

日程第2「1月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、1月定例会会議録は承認いたします。

高橋委員、福田委員は会議録に御署名ください。

◎日程第3「教育長報告事項について」

○大河内教育長

日程第3「教育長報告事項について」を議題といたします。

それでは、私のほうから、先週3月24日に行われました本年度最後の湘三管内教育長会議について内容を報告させていただきます。

冒頭、湘南三浦教育事務所所長より、今年度の計画事業は予定どおり行われ、年度を締めることができたということで、各市町に感謝の言葉がありました。一方で、児童・生徒の自死、わいせつ事案、成績処理に関わる事故が続発したということで、今後各教育委員会では命の大切さを訴え、不祥事防止対策を学校と連携して効果的な取組ができるよう、校長会へ働きかける等、取り組んでいただきたいという話がありました。約2時間の内容でございましたので、前回、前々回の定例会で触れた内容につきましては省略させていただきます、全体で3つほど報告事項を絞って連絡させていただきます。

1点目は管理職人事についてでございます。令和5年度、校長職の昇任でございますが、最年少昇任が小学校が50歳、中学校が53歳ということで、年齢の下げ止まりになっているのではないかということで、小学校は昨年度49歳ということでございましたので、中学校は昨年同様53歳となっております。昇任平均が、小学校が54.2歳、中学校が55.1歳という報告でございました。

一方、教頭職につきましては、最年少昇任が小学校の44歳、昨年度は46歳でございます。中学校は44歳ということで、昨年度46歳と。教頭職につきましては、若手登用が進んでいくという形で報告を受けております。教頭の平均昇任の年齢でございますが、小学校は47.8歳、中学校は47.9歳ということでございました。その中で、来年度から定年制度が開始されますので、今後管理職の特例任用と再任用校長の計画的な活用をしながら、管理職の登用をしてほしいというようなお話がありました。

それから、人事に関しては、教頭先生が他市に交流していますので、その交流の第1期生

が元の市町に戻ってくるということになります。他市町で経験したいろいろな体験をもとに、地元に戻って教頭職を頑張っていたいただきたいというような話でしたけれども、先ほどお話ししましたように小学校が相当若手の登用になっていますので、例えば44歳で教頭職になれば、十五、六年管理職という形になるので、県としてはその間、行政職のほうに異動させるなり、モチベーションを持たせるような工夫をしていかなければいけないというような課題めいた話も触れておりました。

2つ目でございます。2つ目は、かながわの特別支援教育の推進に向けての内容でございました。これは、小・中学校と人的交流による地域における支援教育の充実を目指したものでございますが、研究指定校となった県立特別支援学校から教員を小・中学校に一定期間派遣をしまして、小・中学校における組織的な特別支援体制の構築や、特別支援教育をリードする人材育成を支援するセンター的機能が地域の特別支援教育向上に資するための研究ということで、県央地区と中地区教育事務所で先行事例を行ってございましたけれども、令和5年度につきましては湘三管内においては茅ヶ崎市がこの研究を始めるといったような形で報告を受けました。特別支援の視点で学校教育を行っていくというようなことが望まれておりますので、その取組の一環であると思っております。

最後3つ目でございます。この定例会の中でも教員採用試験についての御意見をいただきました。神奈川県におきまして、教員採用試験の改善についての方針が出されております。数日前の新聞にも載っていたと思うのですが、神奈川県につきましては、令和7年度採用に関する神奈川県公立学校教職員採用候補者選考試験、いわゆる教員採用試験の新たな取組といたしまして、大学推薦制度の早期化を行う運びとなっております。いわゆる対象者は大学3年生、または大学院1年生等という形になっておりますが、現在、大学4年生を対象にしておりました分を大学3年生へ変更しまして、試験内容につきましては模擬授業を行いまして、面接は2月に実施しまして、3月に合格発表をするというような形で改善が行われたという形になっております。

それからもう一つ、採用試験については、秋チャレンジということで、今、8月の試験を行っておりますけれども、これは小学校の採用試験のみになりますが、秋にもう一度試験を新設しまして、採用試験を行って人員を確保していこうという取組でございます。横浜とか東京のほうも一歩進んだ形で採用試験に取り組んでおりますが、神奈川県につきましては令和7年度採用の対象者から行われるという形で報告を受けております。

以上、私のほうから教育長会議の中身を報告させていただきました。

本件について御質疑、御意見はないでしょうか。

○福田委員

最後の教員採用試験の制度改革なのですけれども、神奈川県で新しい試みをするということで、一步前進かなと思うのですけれども、採用に関してはいろいろな試みがなされます。一方で受け入れる現場の側は、やはりその受入れ体制を十分に確立しないと、せっかく採った先生がなかなか定着しないし成長もできないと。結局、働き方改革も含めて、今問題になっているのは教育現場の過酷さなのですね。ですから、採る分について工夫をするだけでなく、採った後ですね、これから現場でどうやって先生方を育てていくのかというところまで含めて、トータルで対応していただければというふうに強く思います。

○大河内教育長

最後の情報交換の中にも、今、福田委員がお話しされたように、採った後に1年、2年で辞めてしまうというような、そういうのを出不さないように、職場の心理的安全性というのですかね。あとは、せっかく学校に勤務したのに、子どもと向き合う時間がとれないということの課題もありますので、そういう課題も含めて、働き方改革の一つとして、今後その辺について取り組んでいかなければならないという意見も出ておりました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

○星山委員

私は、特別支援の人材の育成ということについて、教育長さんを通してなのですけれども、私が神奈川県の特設支援学校で教員をしていた時代は、もう少し教員が、例えば半年とか1年とか、専門教育を受けるためのシステムが整っていたように思います。福田先生も横浜国立大学にいらしたのですが、特に全国にはその地域の教育学部として必ず1校あるわけで、この神奈川県は横国なわけですけど、あるいは附属ですね。そういうところと連携して、もちろん私立でもいいと思うのですけれども、もう少し市町村の通常学級の教員も地域の教員も専門教育を受けるシステムを再構築するということが必要なのではないかと、常日頃から考えています。というのは、逗子のような小さい市で、私の世代は専門性を持っているのは非常に限られているので、なかなかOJTも成り立たないという現場の事情もあり、もう少し県レベルで構築していただくと、県全体を見渡しますと支援学校…養護学校の先生はじめ、かなり専門性の高い先生はまだいらっしゃるのではないかと思います。その辺りのところが県レベルで、神奈川県にあります専門の研究機関や大学などとも連携して、もう少しリーダー的、リーダーの人材を育成していただくということに関して、市町村と県が連携し

て考えていただくというのも、方向性としては必要なのではないかなというふうに思っています。

と申しますのも、私は東京都の仕事もかなりしているわけですが、神奈川県におきましては通常学級にいらっしゃる支援を必要とするお子さんに対しての専門教育は、大変遅れていると思っています。これは通常学級の先生と支援学級の先生が協働に取り組むと効果的と思われませんが、まだまだ教員間で分離されているような気がしています。支援級の先生は支援級の子もだけ見ていればよくて、通常級の先生は通常級には支援が必要な子はいらっしゃらないというような認識はもうないのですけれども、それでも一緒に授業をつくるとか、インクルーシブなのですから、もともと分離することなく、共に教員が、教員同士が学び合っていくという姿勢は、今後ますます重要になるかなと思います。その辺りのことを後押ししてくださるような県の強いバックアップといいますか、そんなようなことが多分、逗子だけではなく、神奈川県のお小さな市は皆さん相当苦しんでいらっしゃるのではないかとお察ししますので、その辺のところを県全体にもう少し、御依頼といいますか、御支援いただくというか、そんなことが大切なのではないかなという意見や要望を、もし機会があったらお伝え願えるといいなということです。以上でした。

○大河内教育長

分かりました。

○福田委員

いいですか。今の話で、神奈川県の特例支援の教員養成が脆弱であるということは事実なのです。横浜国大でも、教員養成に関わる学部が、かつては530名、人を採ったのが、現在は200ぐらいまで落ちているのです。特例支援に関するものでは、1学年20名。これはあまり変わってないのですけれども。ただ、県の規模からすると、少ないのです。学部で養成がそのくらいです。それから臨時教員養成課程という形で、新たに資格を付与する課程があったのですけれども、これもなかなか十分に機能していない。それから、現在では教職大学院という形で、やはり特例支援に関する教育実践を行っていますけれども、これも数に限りがあるということで、なかなか急にそういう専門家を養成するような体制になっていないということですね。しかも年齢でばらつきがあるということで、星山先生おっしゃったとおりなのです。指導する年齢層に十分な人材がないということも確かで、掛け声はかかるのですけれども、内実はなかなかうまく進まないという事情がありますので、本当に県全体でどうするのかということに関しての取組を図っていかないと、これから先なかなか難

しい課題を抱えてくるのかなど。ただ、そうはいつでも、手をこまねているわけにいかないわけですから、何らかの方策をみんなで考えていかなければいけないということになると思います。

○大河内教育長

各学校に、各クラスに課題を持っているお子さんについても、支援教育が発達していく中で、今まで見えてこなかった子どもたちが見えてきているということ、今までの定例会の中にもお話しさせていただいたわけです。課題のある子に対して、その課題のある子が集団の中できちっとやっていけるという方向を生み出すことが、全員の子どもたちに対する支援になることについては言われていますので、今、星山委員それから福田委員から言われたように、手厚くなっている支援教育の形だけではなくて、実際どうするのという部分については、今後また4月に県の教育長会議等もございますので、そういう意見があったということ、また逗子もそういうのを含めて方針を出していきながら、体制を構築していければなど思っております。貴重な意見、ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。よろしいですか。それでは、続いて教育部長からの報告。

○村松教育部長

私から、令和5年逗子市議会第1回定例会の概要について、教育委員会に関することを中心に御報告をいたします。

市議会第1回定例会は2月20日から3月16日まで、25日間を会期として開催されました。順番は前後いたしますが、まず初めに、最終日、3月16日の本会議におきまして、この3月31日をもって任期満了となります大河内誠教育長の任命についての議案が市長から提案され、全会一致で可決承認されております。

戻りまして、2月20日の本会議では、令和5年度逗子市一般会計予算ほか4会計予算が一括上程され、市長の所信表明並びに令和5年度施政方針演説及び予算提案説明が副市長の代理により行われました。

2月27日の本会議におきまして、議案17件、陳情2件が上程され、うち議案4件は即決で表決が行われ、その他の議案は各常任委員会及び特別委員会に付託をされました。

28日、教育民生常任委員会が開催され、議案及び陳情審査のため、教育部関係職員が出席をしております。議案第5号逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第9号逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正について、議案第10号逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、また電気代等の高騰に対応するための光熱水費増額等の補正を含みます補正予算、議案第13号令和4年度逗子市一般会計補正予算（第9号）は、いずれも全会一致で原案が可決承認されました。また、同常任委員会で陳情第2号といたしまして、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の採択を求める陳情、こちらにつきましても全会一致で陳情了承をされております。

3月2日には総合計画に関する特別委員会が開催され、市長、副市長、教育長のほか、関係職員が出席をし、審査の結果、議案第4号逗子市総合計画基本構想の一部改正については、賛成多数で可決承認されております。

7日には本会議が再開され、代表質問、質問が行われました。自民党逗子市議団 丸山議員からは保育施設の新設や不登校対策等について、市政クラブ 高野議員から保育士の働く環境や駅前送迎保育ステーション実証事業について、公明党逗子市議団 田幡議員から駅前送迎保育ステーション実証事業、学校への市費教職員の増員、ICT支援員等の派遣について、無党派 平野議員から小児医療費無償化について、学童保育施設の建設について、同じく無党派 加藤議員から教育環境の整備についての代表質問、質問がございまして、市長、教育長ほか関係職員が答弁をしております。

その後、3月9日、10日には令和5年度当初予算審査のための予算特別委員会分科会が、また14日には市長、副市長、教育長出席のもと、予算特別委員会総括質疑並びに表決が行われました。令和5年度一般会計予算及び4会計予算は、いずれも原案が可決承認されております。

3月16日、本会議が開催され、令和5年度逗子市一般会計予算その他議案について、全て原案が可決承認されております。その後、陳情審査の委員長報告及び意見書案の審査が行われたほか、3月31日をもって任期満了となります柏村淳副市長の任命についての議案が提案され、全会一致で可決承認をされております。

以上をもちまして、市議会第1回定例会は閉会となっております。

以上で市議会の概要についての報告を終わります。

○大河内教育長

本件について、御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で教育長報告事項についてを終わります。

◎日程第5「議案第1号逗子市教育委員会の所管に係る逗子市個人情報の保護に関する条例施行規則について」

○大河内教育長

続いて、日程第5「議案第1号逗子市教育委員会の所管に係る逗子市個人情報の保護に関する条例施行規則について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

議案第1号逗子市教育委員会の所管に係る逗子市個人情報の保護に関する条例施行規則について御説明いたします。

個人情報保護法について、行政機関等の定義に教育委員会を含む地方公共団体が含まれるという改正がされたことに伴い、必要な規則の整備をするものです。なお、従前ございました逗子市教育委員会の所管に係る逗子市個人情報保護条例施行規則につきましては、廃止となります。

以上で説明を終わります。

○大河内教育長

本件について、御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより表決に入ります。議案第1号については、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第5「議案第1号」を終わります。

◎日程第6「議案第2号逗子市池子遺跡群資料館管理運営規則の一部を改正する規則について」

○大河内教育長

続いて、日程第6「議案第2号逗子市池子遺跡群資料館管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤社会教育課長

議案第2号逗子市池子遺跡群資料館管理運営規則の一部を改正する規則についてに関して

御説明をいたします。

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、逗子市池子遺跡群資料館が所蔵する資料の館外貸出しの対象となる施設について規定をしています規則第9条第1項第1号に引用する法律の条項を改め、案のとおり整理するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより表決に入ります。議案第2号については、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第6「議案第2号」を終わります。

◎日程第7「議案第3号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」

○大河内教育長

日程第7「議案第3号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

議案第3号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について御説明いたします。

別表第1(1)庶務関係の表中、個人情報保護に係る課長共通の欄の中の「自己情報」という文言を個人情報保護法の文言に合わせ、「保有個人情報」に改めるものです。

また、別表第2、保育課中、保育所に係る課長決裁に入所の決定を加え、同じく幼稚園に係る課長決裁欄を「入園児就園奨励費」となっているところを「教育・保育の必要性の認定及び給付」に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは表決に入ります。議案第3号については、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第7「議案第3号」を終わります。

◎日程第8「議案第4号逗子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について」

◎日程第9「議案第5号逗子市教育委員会職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する規程について」

◎日程第10「議案第6号逗子市学校職員服務規程等の一部を改正する規程について」

○大河内教育長

日程第8「議案第4号逗子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第9「議案第5号逗子市教育委員会職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する規程について」、日程第10「議案第6号逗子市学校職員服務規程等の一部を改正する規程について」の3件を一括で議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

議案第4号逗子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について、議案第5号逗子市教育委員会職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する規程について、議案第6号逗子市学校職員服務規程等の一部を改正する規程について、以上3件を一括して御説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、2023年度から定年が段階的に引き上げになることに伴い、定年前再任用短時間勤務制が創設されるため、地方公務員法を引用している規定について整理を行うものです。

以上で説明を終わります。

○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより表決に入ります。議案第4号については、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

続いて、議案第5号については、可決することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

続いて、議案第6号については、可決することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第8、9及び10を終わります。

◎日程第11「議案第7号教育財産の用途廃止について」

○大河内教育長

日程第11「議案第7号教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

議案第7号教育財産の用途廃止について御説明いたします。

市立沼間小学校の屋外プールにつきましては、令和3年度をもって使用を終了していますが、市長からこの用地に沼間小学校区放課後児童クラブを設置するため、別紙のとおり教育財産の一部廃止について依頼があったことからお諮りをするものです。

以上で説明を終わります。

○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、これより表決に入ります。議案第7号については、可決することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

◎日程第12「その他」

○大河内教育長

続いて、日程第12「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かありますか。

○島貫教育部次長（子育て担当）

子育て支援課から、青少年善行ほう賞について御報告させていただきます。

逗子市青少年問題協議会では、毎年よい行いをした青少年を表彰しており、令和4年度につきましては明日、3月28日に表彰式を執り行う予定でございます。参考資料として、3月24日付のプレスリリースを添付しておりますので、併せて御覧ください。

今年度の表彰者につきましては、久木中学校2年生1名、沼間中学校3年生5名、2年生4名、逗葉高等学校1年生1名、逗子小学校2年生4名の15名となっております。

久木中学校の2年生は、雨が降る中、歩行中に転倒した女性を優しく介護し、女性の自宅まで付添い、送り届けました。後日、女性の御家族より感謝の気持ちとして、当該生徒が所属するバレーボール部にバレーボールが寄贈されたそうです。

沼間中学校の3年生5名、2年生4名は、下校途中にふらつきながらその場に倒れ込んだ男性を見つけ、学校に戻り教員に知らせたとともに、救急車を呼ぶまでの間、すり傷の手当てや持っていた保冷剤で首もとを冷やすなどの処置をいたしました。その後、男性は救急車で病院に搬送され、大事に至りませんでした。

逗葉高等学校の1年生は、登校途中の沼間小学校児童が体調不良を訴え、路上でうずくまっている様子に気づき、速やかに介抱し、状況確認後、励ましながら沼間小学校近くの安全が確認できる場所まで付添い、沼間小学校へ連絡いたしました。その後、沼間小学校の校長より逗葉高等学校へ感謝の連絡があったそうです。

逗子小学校の2年生4名は、下校時に信号のある付近でバッグの落とし物を見つけ、スマートフォンや貴重品が入っていたため、交番に届けました。交番の警察官に経緯を話しているところに落とし主が交番を訪れ、バッグを無事に渡し、感謝されたそうです。

紹介させていただきました以上のようなよい行いをした青少年を明日表彰させていただきます。以上でございます。

○大河内教育長

私のほうから、報告を受けて、この人間関係が希薄になっている世の中で、とっさに、これだけのことができるというのは、非常にすばらしい子どもたちが逗子の中で教育で育まれているということのあかしではないかと思うのですけれども、委員の皆さん、どうですか。御感想をいただきたいのですけれども。何かありましたら。

○高橋委員

今、教育長のお話もありましたが、そういった助けることについては、複数でそういったことに当たっているという事例もあるというのは、非常に何かうれしいなというか、同じ考

えを持って、多分想像するに、いろいろな役割を分担して、物事に対処してくれたのだなどというふうに思いますので、そういったところで子どもたちの心や考え方が非常に順調に育って、育まれているのではないかなという感想を持ちました。以上です。

○若林委員

大人でも勇気がいると思うのですよね。こうやって声をかけるとか、駆けつけるというのは。それを子どもたちがこうやってすぐできたということは、やはり御家庭の様子や、学校での生徒たちのやりとりの中で学んできたのかなということは感じまして、大変すばらしいなと思いました。

○大河内教育長

明日、表彰式、私も出ますので、委員の皆さんの思いも含めて、私のほうでコメントさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

そのほかありますか。

○福田委員

プレスリリースをしますけれども、広報とかそういう形でも報道されるということですよ。

○島貫教育部次長（子育て担当）

はい、報道しております。

○大河内教育長

よろしいですか。

その他、議事としてございますか。

○佐藤教育部次長

本日予定している案件は以上です。

○大河内教育長

それでは、委員の皆様方からその他議事として何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、以上でその他についてを終わります。

次回の定例会についてですが、4月19日（水曜日）午後2時30分からを予定しておりますが、決定については改めて委員の皆様にご通知いたします。

◎日程第4「報告第6号県費負担教職員の任免内申について」

○大河内教育長

日程第4「報告第6号県費負担教職員の任免内申について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては人事を取り扱う案件のため、秘密会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(全員異議なし)

御異議なしと認め、秘密会といたします。よって、傍聴されております皆様及び本件に係る職員以外の方は退席をお願いいたしますので、暫時休憩をいたします。

(休 憩)

(再 開)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会3月定例会を終了いたします。ありがとうございました。